

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
川田建設 株式会社	東京都北区滝野川 6－3－1	1－003909
昭和コンクリート工業株式会社	岐阜県岐阜市香蘭 1－1	1－000841
株式会社 日本ピーエス	福井県敦賀市若泉町 3	1－000231
株式会社 安部日鋼工業	岐阜県岐阜市六条大溝 3－1 3－3	1－002632

注） 建設業許可番号「1－」は国土交通大臣許可，「2－」は茨城県知事許可，「3－」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成 2 2 年 6 月 1 1 日 ～ 平成 2 2 年 8 月 1 0 日 （2 箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

上記の者は、福島県、国土交通省近畿地方整備局及び同省関東地方整備局が遅くとも平成 1 5 年 1 2 月 3 日までに発注したプレストレスト・コンクリートによる橋梁新設工事の入札において、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものとして、平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日に公正取引委員会から排除勧告を受け、審判手続を行っていたところ、上記の者から公正取引委員会に同意審決を受けたい旨の申し出がなされ、平成 2 2 年 5 月 2 6 日、公正取引委員会から審決があった。

5 指名停止理由

公正取引委員会から審決を受けたことは、「（旧）茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 6 年 8 月 9 日施行）」（平成 6 年茨城町要領第 1 号。以下「（旧）指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 4 号に該当する。

〈（旧）指名停止等措置要領別表第 2 第 4 号〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 4 関東区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）